

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

岩手県知事 様

申請者

〒108-0075

住 所 東京都港区港南一丁目8番15号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社


代表取締役 犬飼 新

（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号 050-2017-4047

FAX 番号 050-2017-2542

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）</p>	<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん</p> <p style="text-align: right;">（積替え及び保管なし）</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 電話番号 岩手県盛岡市盛岡駅前通1番41号 050-2017-4411 日本貨物鉄道株式会社 北東北支店</p> <p>事業場 電話番号 岩手県盛岡市永井30番39号 050-2017-4209 日本貨物鉄道株式会社 盛岡総合鉄道部</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>JRコンテナ貨車 100形式 7,088両 JRコンテナ 12フィートW19D型 573個 12フィートW18F型 10個 (2025年4月1日現在)</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>積替え保管は行わない。</p> <div style="text-align: right;">  </div>
<p>※事務処理欄</p>	

許可番号 00300004578

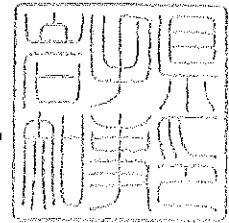
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

氏名 日本貨物鉄道株式会社 代表取締役 犬飼 新
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 3年 4月12日

許可の有効年月日 令和 8年 4月11日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び自動車等破砕物であるものを含む。また、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 4月12日 当初許可

平成17年 8月 1日 変更届出書受理（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじんの積替え・保管を削除したこと。）

平成18年 4月12日 更新許可

平成19年 9月19日 変更届出書受理（代表者を伊藤直彦から変更したこと。）

平成23年 4月12日 更新許可

平成23年 4月15日 変更届出書受理（本店所在地を東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号から変更したこと。）

(以下、裏面記載)

平成24年 9月 6日 変更届出書受理（代表者を小林正明から変更したこと。）
平成27年 5月11日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類について、「自動車等破
砕物を除く。」とする限定を解除したこと。）
平成28年 4月12日 更新許可
平成30年 3月27日 書換届出書受理（産業廃棄物の種類について、水銀使用製品産業
廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む旨追記したこと。）
平成30年 9月 4日 変更届出書受理（代表者を田村修二から変更したこと。）
令和 3年 4月12日 更新許可
令和 4年 9月13日 変更届出書受理（代表者を眞貝康一から変更したこと。）
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白